



19 高教政第 7 号 平成 19 年 4 月 12 日



各市町村(学校組合)教育長 様

高知県教育長

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等の一部改正 について(通知)

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」及び関連 通知の一部が下記の内容のとおり改正され、平成19年4月1日から施行されました。

つきましては、貴管内の学校職員に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いします。

記

- 1 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部改正
  - (1) 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正に伴う休息時間の廃止及び関連する規定が整備等されたもの
    - ※「休息時間の廃止」及び「県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に 充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによるもの」となった ことに関連する改正等です。
  - (2) 学校教育法の一部改正に伴い、第6条(宿日直勤務)第1項第2号のアの「盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校」が「特別支援学校」に改められたもの
  - (3) 障害者自立支援法が施行されたことに伴い、第 12 条 (特別休暇) 第 1 項の表の 20 の項 (社会に貢献する活動) 中「身体障害者療護施設」が「障害者支援施設」に 改められたもの
- 2 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正
  - (1) 1の(1)に関連する規定が整備されたもの
  - (2) 障害者自立支援法の施行等に伴い、規則第 12 条 (特別休暇) 第 1 項の表の 20 の項 (社会に貢献する活動) のイの人事委員会が定めるものの施設の名称等が改められたもの

※内容的には現行と変わりありません。

新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

(休憩時間)

第4条 条例第7条第2項の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないことができる 公署及び職員の範囲は、人事委員会が別に定める。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

2 略

(宿日直勤務)

- 第6条 条例<u>第8条第1項</u>の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。
  - (1) 略
  - (2) 次に掲げる学校又は寄宿舎における宿直勤務又は日直勤務 ア 県立の特別支援学校の寄宿舎

表

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

(休憩時間)

第3条の2 条例第7条第2項の<u>規定により</u>、休憩時間を一斉に与えないことができる公署及び職員の範囲は、人事委員会が別に定める。

(休息時間)

- 第4条 任命権者は、条例第8条の規定により、1日の正規の勤務時間(条例第9条第 1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が4時間を超えるときは、で きる限り、4時間につき15分の休息時間を置かなければならない。
- 2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

- 第5条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第5条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第7条の規定により休憩時間を置き、又は前条第1項の規定により休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。
- 2 略

(宿日直勤務)

- 第6条 条例<u>第9条第1項</u>の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。
  - (1) 略
  - (2) 次に掲げる学校又は寄宿舎における宿直勤務又は日直勤務 ア 県立の盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校の寄宿舎

イ・ウ 略

2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

- 第8条 任命権者は、条例<u>第8条第2項</u>の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。
- 2 任命権者は、条例<u>第8条第2項</u>の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の2 条例<u>第9条第1項</u>の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいず れにも該当する者とする。

(1)~(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第8条の3 職員が条例<u>第9条第1項</u>の規定により深夜勤務の制限を請求する場合は、請求する一の期間(6月以内の期間に限る。次条において「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(次条において「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行うものとする。

### 2・3 略

第8条の4 前条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた 日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請 求はされなかったものとみなす。 イ・ウ 略

2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

- 第8条 任命権者は、条例<u>第9条第2項</u>の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。
- 2 任命権者は、条例<u>第9条第2項</u>の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の2 条例<u>第9条の2第1項</u>の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)~(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第8条の3 職員が条例<u>第9条の2第1項</u>の規定により深夜勤務の制限を請求する場合は、請求する一の期間(6月以内の期間に限る。次条において「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(次条において「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行うものとする。

## 2・3 略

第8条の4 前条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた 日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請 求はされなかったものとみなす。

- (1) (2) 略
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規 定する職員に該当しなくなった場合
- (4) 略

#### 2~4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

条第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」とい う。)を介護する職員について進用する。この場合において、前条第1項第1号 中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の 取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と 当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の6 条例第9条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいず れにも該当する者とする。

(1)~(3) 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

- 第8条の7 職員が条例第9条第2項の規定により時間外勤務の制限を請求する場 合は、請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」と いう。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明ら かにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。
- 2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、条例第9条第2

(1) • (2) 略

(3) 略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜 において常態として当該子を養育することができるものとして第8条の2に 規定する者に該当することとなった場合

2~4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の5 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第9 第8条の5 第8条の3及び前条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、 条例第9条の2第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介 護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第 1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は 養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは 「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるもの とする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の6 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号の いずれにも該当する者とする。

(1)~(3) 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

- 第8条の7 職員が条例第9条の2第2項の規定により時間外勤務の制限を請求す る場合は、請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始 日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。) を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。
- 2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、条例第9条の2

**項**に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例<u>第9条第2項</u>に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

### 4.5 略

- 第8条の8 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日 までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされ なかったものとみなす。
  - (1) (2) 略
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第2項に規 定する職員に該当しなくなった場合
  - (4) 略

## 2~4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の9 <u>前2条(前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号</u>を除く。) の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前 条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁 又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるの は「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項

- <u>第2項</u>に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速 やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例<u>第9条の2第2項</u>に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

### 4.5 略

第8条の8 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) • (2) 略

# (3) 略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態 として当該子を養育することができるものとして第8条の6に規定する者に 該当することとなった場合

### 2~4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の9 第8条の7及び前条(第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号及 び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この 場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなく なった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅し 中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(20) 社会に貢献する活動(職員が自発的に、	一の年につき5日を超えない範
かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献	囲内でそのつど必要と認める日
する活動(専ら親族に対する支援となる活動を	又は時間(時間単位で与えた休
除く。)を行う場合で、その勤務しないことが	暇を日に換算する場合は、8時
相当であると認められるとき。)	間をもって1日とする。)
ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の	
災害が発生した被災地又はその周辺の地域に	
おける生活関連物資の配布その他の被災者を	
支援する活動	
イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームそ	
の他の主として身体上若しくは精神上の障害	
がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかっ	
た者に対して必要な措置を講ずることを目的	
とする施設で人事委員会が定めるものにおけ	
る活動	
ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若	
しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常	
態として日常生活を営むのに支障がある者の	
介護その他の日常生活を支援する活動	
エ 国際交流団体又は公的団体が行う行事等	
において、通訳その他外国人を支援する活動	

た」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、 「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

73	17 × White to Washington 2012	., 0 = 1 - 2 - 3 - 3
	原因	承認を与える期間
	(20) 社会に貢献する活動(職員が自発的に、	一の年につき5日を超えない範
	かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献す	囲内でそのつど必要と認める日
	る活動(専ら親族に対する支援となる活動を除	又は時間(時間単位で与えた休
	く。)を行う場合で、その勤務しないことが相	暇を日に換算する場合は、8時
	当であると認められるとき。)	間をもって1日とする。)
	ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災	
	害が発生した被災地又はその周辺の地域におけ	
	る生活関連物資の配布その他の被災者を支援す	
	る活動	
	イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム	
	その他の主として身体上若しくは精神上の障害	1
	がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった	
	者に対して必要な措置を講ずることを目的とす	i
	る施設で人事委員会が定めるものにおける活動	
	ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若し	
	くは精神上の障害、負傷又は疾病により常態と	
	して日常生活を営むのに支障がある者の介護そ	
	の他の日常生活を支援する活動	
	エ 国際交流団体又は公的団体が行う行事等に	
	おいて、通訳その他外国人を支援する活動	

### 新旧対照表

〇公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について (抜粋)

新

- 第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係
  - 1 条例<u>第9条第1項</u>及び第2項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
  - 2 条例<u>第9条第1項</u>の「深夜における勤務をさせてはならない」とは、常 勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を 占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、深夜に おいて、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに条例<u>第8条第1項</u>及 び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいう。
  - 3 条例<u>第9条第2項</u>の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置をいい、同項の「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的に見て避けられないことが明らかなものをいう。
  - 4 規則第8条の4第1項第4号及び第8条の8第1項第4号の「同居しないこと」とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。
  - 5 · 6 略

旧

- 第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係
  - 1 条例<u>第9条の2第1項</u>及び第2項の「小学校就学の始期に達するまで」 とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
  - 2 条例<u>第9条の2第1項</u>の「深夜における勤務をさせてはならない」とは、 常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職 を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、深夜 において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに条例<u>第9条第1項</u> 及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいう。
  - 3 条例<u>第9条の2第2項</u>の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置をいい、同項の「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的に見て避けられないことが明らかなものをいう。
  - 4 規則第8条の4第1項第3号及び同第8条の8第1項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。
  - 5・6 略

## 第6 特別休暇関係

- 1~3 略
- 4 社会に貢献する活動
  - $(1)\sim(3)$  略
- (4) 「人事委員会の定めるもの」とは、 次に掲げる施設とする。
  - ア 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定 する障害者支援施設及びそれ以外の同条第 1 項に規定する障害福祉サ ービスを行う施設 (工及びクに掲げる施設を除く。)、同条第 21 項に規 定する地域活動支援センター並びに同条第 22 項に規定する福祉ホー ム
  - イ 障害者自立支援法附則第 41 条第1項の規定によりなお従前の例に より運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者 更正援護施設、同法附則第 58 条第1項の規定によりなお従前の例によ り運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護 施設及び同法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をす ることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
  - ウ 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 5 条第 1 項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

### 第6 特別休暇関係

- 1~3 略
- 4 社会に貢献する活動
  - (1)~(3) 略
  - (4) 「人事委員会の定めるもの」とは、 次に掲げる施設とする。

- ア 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 5 条第 1 項に規定する身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
- イ 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 5 条に規定する知的 障害者デイサービスセンター、知的障害者更正施設、知的障害者授産 施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム

エ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第7条第1項に規定する知的 障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設

オ・カ 略

キ 介護保険法 (平成9年法律第123号) <u>第8条第25項</u>に規定する介護 老人保健施設

ク略

ケ 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第1条に規定する<u>特別支援</u> 学校

コ略

(5)~(8) 略

5~7 略

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授 産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場及び精神障害者 地域生活支援センター
- エ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) <u>第7条</u>に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設

オ・カ 略

キ 介護保険法 (平成9年法律第123号) <u>第7条第22項</u>に規定する介護 老人保健施設

ク略

ケ 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第1条に規定する<u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u>

コ略

(5)~(8) 略

5~7 略